

資 料

年表－県営水道50年の歩み

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
昭和							9	豊川用水(宇連ダム)着工
24								
26							9	農林省木曾川水系総合農業水利調査事務所設置
							12	木曾・天竜東三河両特定地域指定
28		基本調査	10	木曾地域の工場実態調査尾張部一帯の地下水調査				
30							10	愛知用水公団設立
31	4 9	実施計画調査 需要量決定 (69, 200m ³ /日)	4 9	実施計画調査 需要量決定 (名古屋地区 3, 200m ³ /日) (刈谷・半田地区 28, 800m ³ /日)	6	工業用水法制定	3 8	愛知用水公団と基本協定締結 佐久間ダム完成
32	8 10 "	創設事業認可申請 同上許可 創設事業着工			3 4 6 8 12	特定多目的ダム法公布 水道建設事務局設置 水道法公布 上野・常滑工区事務所設置 水道法施行	11	愛知用水事業着工
33	10	水質実験室設置	4	愛知用水第1期事業着手	4 7	名古屋・半田工区事務所設置工業用水道事業法制定 厚生省令公布(水質基準)	12	宇連ダム完成
34			1 5 8	愛知用水第1期事業届 佐布里池地質調査開始 愛知用水第1期事業の適合通知	4	守山工区事務所設置	6 9	東海製鉄(株)南部埋立地に立地決定 伊勢湾台風
35					3 6 8	水道及び工業用水道給水条例制定 厚生省令一部改正(水質基準) 旭工区事務所設置上水試験法制定		
36	10 12 "	通水テスト 創設事業の変更認可申請 創設事業の変更認可	4 10 11 12	愛知用水第2期事業着工 通水テスト 愛知用水第2期事業届 上野浄水場給水開始	10 " 11	水道部発足 浄水場24時間勤務体制 水資源開発促進法公布	9 10	豊川用水事業を愛知用水公団に承継 愛知用水完成・通水

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
36					11	水資源開発公団法公布		
37	1 2 3 12 〃	旭浄水場給水開始 久米・大谷浄水場給水開始 上野浄水場給水開始 愛知用水第1期拡張事業認可申請 同上認可	5 8	愛知用水第2期事業適合通知 上野浄水場(2期)給水開始	4 9 11	工業用水課新設 工業用水道法一部改正 知多工業用水道建設事務所設置	5	水資源開発公団発足
38	6	尾張部広域水道計画策定(衛生部)	9	佐布里ダム着工	4	上水課(改称)		
39	7 〃	愛知用水第1期事業給水開始 高蔵寺浄水場関係調査			7	新河川法公布	6 10 〃	新潟地震 東海道新幹線営業開始 東京オリンピック
39	12 〃	愛知用水第2期拡張事業認可申請 同上認可						木曽川用水事業着手
40	4 9 10 12 〃 〃	愛知用水第2期拡張事業着工 同上事業の基本方針の説明会 同上第2回説明会 愛知用水第2期拡張事業の変更認可申請 同上認可 西三河水道に関する基本協定締結(衛生部と市町村)	4 〃 5 〃	愛知用水第3期事業着工 愛知用水第1期事業料金改定 佐布里ダム完成 知多浄水場給水開始	4 〃 〃	計画課新設 高蔵寺建設事務所設置 知多建設事務所設置	6	木曽川水系、水資源開発水系に指定
41	3 〃 4 9 12	西三河水道事業認可申請(衛生部) 同上認可 西三河水道事業着工 尾張水道用水供給事業陳情 西三河受水団と協定	3 4 10	愛知用水第3期事業届 西三河事業着工 西三河事業届	4 5 7	名和配水事務所設置 水質基準改正 地方公営企業法改正	6	矢作ダム着工
42	8 12 〃 〃	尾張水道用水供給事業実施決定 尾張部受水団体と協定書締結 西三河水道事業変更認可申請 同上認可	1 3 4 6 〃 10	愛知用水第2期事業料金改定 西三河事業適合通知 愛知用水第4期事業着工 愛知用水第3期事業適合通知 東三河工水陳情 愛知用水第1期事業料金改定			3 5	佐布里観光協会設立 岩屋ダム着工

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
43	5	高蔵寺浄水場給水開始	1	東三河第1期事業届	7	三河建設事務所設置	4	長良川河口堰着工
			4	同上事業着工	〃	給水条例(水道)改正	5	豊川用水完成
	〃	ベローズ事故多発	7	東三河受水団体と基本協定締結	12	一般会計からの繰入制度確立	10	木曽三川水資源開発基本計画閣議決定
	7	上野浄水場(第2期拡張事業)給水開始	9	東三河第1期事業の適合通知				
	8	豊川用水関連水道事業の陳情						
	〃	尾張水道事業認可申請						
	12	同上認可						
44	4	尾張水道事業着工			4	尾張建設事務所設置	4	木曽川総合用水事業着工
					〃	西三河北部支所設置	〃	阿木川ダム着工
							12	木曽川総合用水事業水資源開発公団に移管
45	3	東三河水道第1期事業認可申請	4	愛知用水第3期事業給水開始	4	水道局設置	3	大阪で万国博
	4	同上認可	〃	蒲郡浄水場給水開始	12	水質汚濁防止法公布	4	矢作川総合用水事業着工
	〃	豊橋、豊川、蒲郡3市と水道施設譲渡契約	〃	愛知用水第1、第2期事業料金改定			〃	木曽川総合用水事業着工
	〃	東三河水道給水開始	3	愛知用水第4期事業届				
	〃	東三河水道第2期事業認可申請	6	同上適合通知				
			7	東郷浄水場用地交渉				
46	8	幸田浄水場給水開始	4	東三河第2期事業着工	4	尾張犬山支所設置	3	矢作ダム完成
			〃	愛知用水第1、第2期事業料金改定	〃	西三河水道事務所設置	4	矢作川河口堰着工
			9	東三河第2期事業適合通知	12	公共水域の環境基準設置	〃	徳山ダム着工
47	2	尾張水道事業変更認可	4	愛知用水第1、第2期事業料金改定	4	愛知用水南部事務所設置	4	木曽川導水着工
	3	愛知用水第3期拡張事業について受水団体と基本協定締結	〃	愛知用水第4期事業給水開始			〃	浄水場設計指針作成
	〃	愛知用水第3期拡張事業認可申請	7	名古屋臨海第1期事業届				
	4	同上事業着工	9	愛知用水第1、第2期事業料金改定				
	6	県営水道事業懇談会設置		西三河事業着工				
	7	豊田浄水場給水開始						
48	3	県営水道事業懇談会から答申	3	名古屋臨海第1期事業の見送り決定	4	浄水場8-16時間勤務体制発足	3	木曽川水系水資源開発基本計画全部変更
					10	水源地域対策特別措置法公布	4	味噌川ダム着工

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
48							10 11	生活環境審議会答申 (水道の未来像とそのアプローチ) 第1次オイルショック 矢作川河口堰着工
49	2 3 4	犬山浄水場給水開始 東三河第2期事業認可 同上着工	3 4 9	西三河事業変更届(第1回目) 愛知用水第1-3期事業及び東三河第1期事業の料金改定 東郷浄水場給水開始	4 〃	企画室新設 浄水場8-16時間勤務体制上水の全浄水場で実施	4 9	県水道サービス設立 尾張部地下水汲上規制
50	11	豊橋南部浄水場(上工共用)用地買収完了、着工	3 4 5 7	東三河第2期事業について企業局と取り決め 東三河第2期事業給水開始 安城浄水場給水開始 愛知用水第1~4期、東三河第1期事業料金改定	4	海底導水路建設出張所設置		
51	4 7 9	料金改定 犬山浄水場落雷事故 台風17号により南知多線漏水	10 12	愛知用水第1~4期、東三河第1、第2期および西三河各事業の料金改定 尾張地域地盤沈下対策工業用水道促進期成同盟会発足	4	名港導水路建設事務所設置	4 10 12	県公害防止条例改正 阿木川ダム着工 徳山ダム着工 矢作川河口堰に参加を表明
52	4 7 10	尾張西部浄水場用地買収依頼 犬山導水完成 知多浄水場給水開始	4	尾張第1期事業着工	6	水道法改正	3 4	岩屋ダム完成 豊川総合用水事業着手
53	4 7	料金改定 豊橋南部浄水場給水開始	1 2 3 7 〃 8 12	尾張西都浄水場用地買収依頼 西三河事業変更届(第2回目) 尾張第1期事業届 豊橋南部浄水場給水開始 東三河第2期事業料金改定 尾張第1期事業適合通知 尾張第1期事業の受水業者と基本協定締結	8	水質基準に関する厚生省令制定(水質基準)	5 6	西日本を中心に渇水 宮城県沖地震

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
54	7	幸田浄水場で濾過閉塞					4 10 "	(有)愛知県水道サービスセンター発足 御岳山噴火 第2次オイルショック
55	4 6	料金改定 久米浄水場給水終了	5	契約水量100万m ³ /日を超える	4 " 6	企業庁設置 筏川取水場設置 久米浄水場廃止	5 6	国営豊川総合用水農業水利事業着手 広域水道懇談会(衛生部)
56	3 " 4	愛知県水道用水供給事業認可申請 同上事業認可 同上事業供給開始					3	広域的水道整備計画(県議会議決)(衛生部)
57	1 6 11	大谷浄水場給水終了 料金改定 尾張西部浄水場用地買収完了	4 11	全事業の料金改定 尾張西部浄水場用地買収完了	1	大谷浄水場を廃止		
58	8	送水量100万m ³ /日を超える(8月5日)	2	西三河事業変更届(第3回目)			3 "	木曾川用水事業完成 愛知用水二期事業着手
59	3 4	名古屋市への供給停止 料金改定	6 7	尾張第1期事業地域指定 東三河第2期事業二川へ給水開始				
60	8	尾張西部浄水場給水開始	8 "	尾張西部浄水場給水開始 尾張第1期を除く全事業料金改定	2 3	工業用水法施行規制一部改正 大谷ポンプ場廃止	1	宇連ダム貯水量0になる
61			2	西三河事業変更届(第4回目)			1	牧尾ダム貯水量0になる
62							4	岩屋ダム三重県工水水源を水道へ転用
63			2 4 7	愛知用水第4期事業変更届 尾張第1期事業を除く事業の料金改定 愛知用水第4期事業変更適合通知				矢作川総合農業水利事業完了
平成 1	4	消費税加算による料金改定	4	消費税加算による料金改定			3	矢作川総合農業水利事業完了
2	3 "	愛知県水道用水供給事業変更認可申請 同上事業認可			3 4	企画室廃止 水道計画課設置	2 "	豊川水系、水資源開発水系指定 広域的水道整備計画変更(県議会議決)(衛生部)

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
2							5 9	豊川水系水資源開発基本計画閣議決定 豊川用水施設緊急改築事業着手
3							3	阿木川ダム完成
4			4	全事業料金改定	12	水質基準項目の大幅拡充・強化		
5	6	旭浄水場給水終了 尾張東部浄水場給水開始	12	東三河第2期事業変更届	6	旭浄水場を廃止	8	木曾川水系水資源開発基本計画全部変更 長良導水建設事業着手
6			1	同上適合通知			10	長良川河口堰完成 長良川河口堰三重県水源を工水水源へ転用 新矢作川用水農業水利事業着手
7					9	水質試験所完成	1	阪神・淡路大震災
8							8	味噌川ダム完成
9	3 " 4	愛知県水道用水供給事業変更認可申請 同上事業認可 消費税加算による料金改定	4	全事業料金改定 消費税加算による料金改定			1	木曾川用水施設緊急改築事業着手 長良導水建設事業完了
10	4	長良川導水給水開始		東三河水道事務所にて自動給水管理システム導入	6	水質基準改定	10	矢作川河口堰ダム使用権設定取下げ
11			7	愛知用水第4期事業変更届 愛知用水水道南部事務所にて自動給水管理システム導入		水質基準改定	3 4 6 " 12	豊川用水緊急改築事業完了 豊川水系水資源開発基本計画一部変更 水資源機構が豊川総合用水事業を国、愛知県より承継 " 広域的水道整備計画変更（県議会議決）（衛生部） 豊川用水二期事業着手
12	6	料金改定	4 9	全事業料金改定 愛知用水第4期事業変更適合通知 西三河水道事務所にて自動給水管理システム導入	4 9	水道部再編により水道事業課新設 水質基準改定	4 8 11 12	（財）愛知水と緑の公社設立 与党3党が公共事業の抜本的見直しに関する3党合意を発表 矢作川河口堰建設事業中止 東海豪雨

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
13								
14	4	料金改定				安城浄水場の運転管理を民間に委託	3	木曾川用水施設緊急改築事業完了 豊川総合用水事業完了 祖父江分水工を水資源機構へ譲渡
15				尾張水道事務所にて自動給水管理システム導入	5	水質基準改定	10	独立行政法人水資源機構設立
16							6 8	木曾川水系水資源開発基本計画全部変更 犬山導水施設を水資源機構へ譲渡
17							5	矢作川河口堰基本計画廃止
18					3 4	第1次中期経営計画策定 高蔵寺・尾張東部・上野・知多浄水場排水処理業務へのPFIの導入	2 4	豊川水系水資源開発基本計画全部変更 矢作川水系河川整備基本方針策定
19	2 3 "	蒲郡浄水場給水終了 愛知県水道用水供給事業変更認可申請 同上認可			2 11	蒲郡浄水場を廃止しポンプ場を設置 蒲郡浄水場（工水）を豊川浄水場に統合 水質基準項目改正	2	愛知用水二期事業完了 広域的水道整備計画変更（県議会議決）（衛生部）
20					1 4 4	水質試験所が水道GLP取得 幸田・豊橋浄水場の運転管理を民間に委託 筏川取水場無人化	3 9	徳山ダム概成 長良川河口堰工水水源を水道水源へ転用 木曾川水系連絡導水路建設事業着手
21					1 4 4	水質基準改正 愛南事務所と愛北事務所を統合。愛南事務所を愛知用水水道事務所に、愛北事務所を尾張旭出張所に改名 高蔵寺浄水場の運転管理を民間に委託	2 7 8 11	設楽ダム建設同意 矢作川水系河川整備基本計画策定 設楽ダム着工 国交省「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」設置
22					4	上野・犬山浄水場の運転管理を民間に委託	9	個別ダム検証開始の指示
23					3	第2次中期経営計画策定	3	東日本大震災

年	月	水道	月	工業用水道	月	組織・法律	月	関連・その他
23					4	豊田・幸田・安城・豊橋・豊橋南部・豊川（蒲郡工水）浄水場排水処理業務へのPFIの導入	6	長良川河口堰検証プロジェクトチーム設置
					10	浄水場他警備委託開始		

愛知県公営企業の設置等に関する条例

昭和55年3月26日 条例第3号

改正	昭和56年 3月27日条例第28号	昭和56年10月21日条例第39号
	昭和56年12月23日条例第48号	昭和58年 3月25日条例第19号
	昭和59年 3月28日条例第19号	昭和59年12月24日条例第43号
	昭和60年12月23日条例第39号	昭和61年 3月26日条例第20号
	昭和61年 7月21日条例第34号	昭和62年 3月27日条例第24号
	昭和62年12月23日条例第53号	昭和63年 3月28日条例第23号
	平成 元年 3月27日条例第30号	平成 2年 3月28日条例第19号
	平成 3年12月24日条例第50号	平成 8年 3月22日条例第18号
	平成 9年 3月24日条例第 1号	平成 9年 3月24日条例第26号
	平成10年 3月25日条例第26号	平成11年10月 8日条例第54号
	平成12年 3月28日条例第 2号	平成12年 3月28日条例第44号
	平成12年10月13日条例第65号	平成13年 3月27日条例第34号
	平成14年 3月26日条例第39号	平成15年 3月25日条例第 7号
	平成15年 7月 8日条例第54号	平成16年10月 8日条例第51号
	平成16年12月21日条例第63号	平成16年12月21日条例第64号
	平成16年12月21日条例第65号	平成17年 3月22日条例第 1号
	平成17年 3月22日条例第 2号	平成17年 3月22日条例第38号
	平成17年 7月 8日条例第51号	平成17年12月20日条例第97号
	平成18年 3月28日条例第36号	平成19年 3月23日条例第34号
	平成19年10月16日条例第50号	平成21年 3月27日条例第 7号
	平成21年10月16日条例第42号	平成21年10月16日条例第42号
	平成21年12月18日条例第58号	平成22年12月17日条例第41号
	平成23年 3月22日条例第27号	

愛知県公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

愛知県公営企業の設置等に関する条例

(公営企業の設置)

第1条 県民生活の向上と産業の振興を図るため、次に掲げる事業（以下「公営企業」という。）を設置する。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 用地造成事業

(法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、用地造成事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 水道事業の給水対象及び一日最大給水量は、別表第1のとおりとする。
- 3 工業用水道事業の給水区域及び一日給水能力は、別表第2のとおりとする。
- 4 用地造成事業の計画年次及び造成面積は、別表第3のとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、第1条に掲げる事業を通じて管理者一人を置く。

2 前項の管理者の職名は、企業庁長とする。

3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業庁を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が7千円(用地造成事業で行う土地の買入れに関しては、3億円)以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(給与)

第6条 法第38条第4項の規定により条例で定めなければならない企業職員の給与の種類及び基準は、別に条例で定める。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、公営企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、公営企業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(水道料金)

第8条 水道料金は、基本料金、調整基本料金、使用料金及び消費税・地方消費税分加算料金とし、次に定めるところにより計算した額を徴収する。

一 基本料金 給水の承認を受けた各年度における1日当たりの給水量(以下「承認基本給水量」という。)について、次に掲げる水量の区分に応じ、1立方メートル当たりそれぞれ次に定める金額を乗じて得た額の合計額

イ 承認基本給水量のうち、基礎水量(給水の承認を受けた者の給水人口数に0.2立方メートルを乗じて得た水量に、その者の配水量に占める県水道事業の給水量の割合に応じて管理者が定める率を乗じて得た水量をいう。以下同じ。)については、年額10,800円

ロ 承認基本給水量のうち、基礎水量を超える水量については、年額15,360円

二 調整基本料金 承認基本給水量を超えて給水した1日当たりの給水量のうち最大のものにつき、その超えた水量(以下「超過水量」という。)について、次に掲げる水量の区分に応じ、1立方メートル当たりそれぞれ次に定める金額を乗じて得た額の合計額

イ 超過水量のうち、承認基本給水量の10分の1以下の水量については、年額15,360円

ロ 超過水量のうち、承認基本給水量の10分の1を超える水量については、年額30,720円

三 使用料金 現に給水した水量について、1立方メートル当たり26円を乗じて得た額

四 消費税・地方消費税分加算料金 基本料金、調整基本料金及び使用料金の額の合計額について、当該合計額に100分の5を乗じて得た額

2 承認基本給水量を超えて給水した日が年度間において10日以内であり、かつ、超過水量が承認基本給水量の10分の1以下の場合においては、前項第2号の規定は、適用しない。

3 給水を開始する日が年度の中途である場合における当該年度の基本料金及び調整基本料金の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の12分の1に相当する額にその日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額とする。

4 基本料金は月割により毎月、調整基本料金は基本料金の3月分に併せて徴収し、使用料金は、月別に、前月の定例測定日からその月の定例測定日までに給水した水量についてその月分として徴収し、消費税・地方消費税

分加算料金は毎月分の基本料金、調整基本料金及び使用料金の合計額についてこれらの料金の徴収に併せて徴収する。

(工業用水道料金)

第9条 工業用水道料金は、基本料金、超過料金及び消費税・地方消費税分加算料金とし、月別に、次に定めるところにより計算した額の合計額を徴収する。

- 一 基本料金 給水の承認を受けた一時間当たりの受水量（以下この条において「承認基本受水量」という。）に24を乗じ、更にその月の日数を乗じて得た水量について、別表第4工業用水道の区分欄に掲げる工業用水道の区分に応じ、一立方メートル当たりそれぞれ同表基本料金欄に定める金額を乗じて得た額
 - 二 超過料金 現に受水したその月の水量のうち、承認基本受水量を基礎とする平均瞬間受水量を超えて受水した部分について、別表第4工業用水道の区分欄に掲げる工業用水道の区分に応じ、1立方メートル当たりそれぞれ同表超過料金欄に定める金額を乗じて得た額
 - 三 消費税・地方消費税分加算料金 基本料金及び超過料金の額の合計額について、当該合計額に100分の5を乗じて得た額
- 2 給水の承認を受けた者が引き続き6月以上の期間にわたり受水を休止する旨届け出て受水を休止した場合においては、承認基本受水量に24を乗じ、更にその月に属する休止期間中の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり2円を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額を減額する。
- 3 災害による工業用水道施設の損壊、工業用水道施設に関する工事の施行その他給水上やむを得ない事情又は県民の生活環境の保全等に基づく知事の要請により給水を停止し、又は制限した場合においては、次に定めるところにより計算した額を減額する。
- 一 給水を停止した場合 承認基本受水量に給水を停止した時間数を乗じて得た水量について、別表第4工業用水道の区分欄に掲げる工業用水道の区分に応じ、1立方メートル当たりそれぞれ同表基本料金欄に定める金額を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額
 - 二 給水を制限した場合 承認基本受水量に給水を制限した時間数を乗じて得た水量からその時間内に現に受水した水量を差し引いた水量について、別表第4工業用水道の区分欄に掲げる工業用水道の区分に応じ、一立方メートル当たりそれぞれ同表基本料金欄に定める金額を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（水道料金等の減免及び徴収猶予）

第10条 管理者は、災害その他特別の理由がある者に対しては、水道料金及び工業用水道料金（以下「水道料金等」という。）の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

(延滞金)

第11条 水道料金等を納期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額（1000円未満の端数金額及び1000円未満の金額は、切り捨てる。）に当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合（閏の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の減免については、前条の規定を準用する。

(過料)

第12条 詐欺その他不正の行為により水道料金等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 以下省略

愛知県水道給水規程

昭和55年4月1日 企業庁管理規程第19号

改正	昭和56年	9月30日	企業庁管理規程第8号	昭和59年	3月30日	企業庁管理規程第6号
	昭和62年	3月30日	企業庁管理規程第5号	平成2年	3月30日	企業庁管理規程第9号
	平成3年	3月29日	企業庁管理規程第6号	平成6年	3月30日	企業庁管理規程第3号
	平成8年	3月29日	企業庁管理規程第4号	平成11年	11月12日	企業庁管理規程第14号
	平成12年	3月31日	企業庁管理規程第9号	平成12年	10月13日	企業庁管理規程第12号
	平成13年	3月27日	企業庁管理規程第1号	平成14年	3月26日	企業庁管理規程第1号
	平成15年	8月19日	企業庁管理規程第11号	平成17年	3月29日	企業庁管理規程第2号
	平成17年	7月5日	企業庁管理規程第16号	平成17年	9月30日	企業庁管理規程第18号
	平成18年	3月17日	企業庁管理規程第2号	平成18年	3月31日	企業庁管理規程第7号
	平成18年	5月30日	企業庁管理規程第14号	平成20年	1月11日	企業庁管理規程第1号
	平成21年	3月31日	企業庁管理規程第10号	平成21年	9月29日	企業庁管理規程第13号
	平成22年	1月29日	企業庁管理規程第1号	平成22年	3月19日	企業庁管理規程第3号
	平成23年	3月31日	企業庁管理規程第7号			

(趣旨)

第1条 この規程は、県の水道による給水について必要な事項を定めるものとする。

(給水の申込み及び承認)

第2条 給水を受けようとする水道事業者は、毎年10月31日までに、翌年度における受水を開始する日及び1日当たりの受水量を定め、給水申込書(様式第1)を企業庁長(以下「庁長」という。)に提出しなければならない。

2 庁長は、前項の申込書の提出があつたときは、翌年度における給水を開始する日及び1日当たりの給水量(以下「基本給水量」という。)を決定し、給水承認書(様式第2)により給水を承認する。

3 庁長は、給水能力を勘案し、前項の承認に条件を付けることができる。

(基本給水量の変更)

第3条 前条第2項の給水の承認を受けた水道事業者は、同項の規定により承認を受けた基本給水量の変更を受けようとするときは、基本給水量変更承認申請書(様式第3)を庁長に提出しなければならない。

2 庁長は、前項の申請書の提出があつた場合において基本給水量の変更が必要であると認めるときは、基本給水量変更承認書(様式第4)により基本給水量の変更を承認する。

(給水人口数)

第4条 給水人口数は、前年度の給水人口数(前年度において給水していなかつた場合にあつては、庁長と水道事業者が協議して定める数)とする。

(県水依存率)

第5条 愛知県公営企業の設置等に関する条例(昭和55年愛知県条例第3号)第8条第1項第1号イの管理者が定める率(以下「県水依存率」という。)は、水道事業者における前年度の配水量に占める県水道事業者における前年度の給水量の割合とする。この場合において、この率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を4捨5入する。

2 前項の規定にかかわらず、県水道事業からの給水によりすべての配水を行っている場合における県水依存率は、1とする。

3 第1項の規定にかかわらず、前年度において県水道事業からの給水を受けていない場合、前年度の中途において県水道事業からの給水を開始した場合その他庁長が前年度において特別の事情があると認めた場合における県水依存率は、庁長と水道事業者が協議して定める率とする。

(給水人口等の協議)

第6条 水道事業者は、毎年10月31日までに、当該年度の給水人口及び配水量並びに県水道事業からの受水量（以下「給水人口等」という。）について、庁長に協議しなければならない。

（給水人口等協議書）

第7条 第4条、第5条第3項及び第6条の規定による協議は、給水人口等協議書（様式第5）によりしなければならない。

（給水人口及び配水量確定届）

第8条 水道事業者は、給水人口及び配水量が確定したときは、給水人口及び配水量確定届（様式第6）により、庁長に届け出なければならない。

（給水量確定通知書）

第9条 庁長は、前年度の給水量が確定したときは、給水量確定通知書（様式第7）により、水道事業者に通知する。

（年間受水量の協議）

第10条 水道事業者は、毎年10月31日までに、年間受水計画書（様式第8）に給水区域を示す図面を添えて、翌年度の年間受水量について、庁長に協議しなければならない。

（給水の停止及び制限）

第11条 庁長は、災害による水道施設の損壊、水道施設に関する工事の施行その他給水上やむを得ない事情があるときは、給水を停止し、又は制限することができる。この場合においては、庁長は、急迫の事情がある場合を除き、あらかじめ、水道事業者にその期間、区域及び理由を通知しなければならない。

2 前項の規定による給水の停止又は制限により水道事業者に損害が生じて、県は、その責任を負わない。

（給水量の測定）

第12条 給水量は、県の量水器により計量し、遠隔指示装置により毎日定例時刻に測定する。ただし、量水器又は遠隔指示装置が故障したとき、その他これにより給水量を測定することができないときは、庁長が定める基準により認定する。

2 定例測定日は、毎月20日とする。

（料金の徴収）

第13条 水道料金は、毎月分を翌月の25日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当する場合には、これらの日の翌日）までに徴収する。

2 給水量確定通知書を送付した日の属する月までの間は、第6条の規定による協議により定められた給水人口等により計算して得た額を月割で徴収する。

3 前項の規定により得た額と基本料金の額とに差額があるときは、その差額を給水量確定通知書を送付した日の属する月の翌月から月割で調整する。

（分水施設工事施行の申出等）

第14条 水道事業者は、分水施設（分水管、量水器及びこれらの附属装置をいう。）の設置又は改造の工事の施行を申し出ようとするときは、分水施設工事施行申出書（様式第9）に工事場所を示す図面を添えて、庁長に提出しなければならない。

2 庁長は、前項の申出書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、工事を施行することができる。

3 庁長は、前項の規定により工事を施行する場合においては、その水道事業者が利益を受ける限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

（受水施設工事の承認申請）

第15条 水道事業者は、受水施設（県の分水施設に接続して設けられる受水そう、配水池その他の受水設備をいう。）の設置、改造又は撤去の工事を施行しようとするときは、あらかじめ受水施設工事承認申請書（様式第10）を庁長に提出し、その承認を受けなければならない。

（書類の経由等）

第16条 この規程の規定により庁長に提出する書類は、正本にその写し2通を添えて、別表左欄に掲げる水道事業者は、それぞれ同表右欄に掲げる出先機関の長を経由して提出しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

2 以下省略

愛知県工業用水道給水規程

昭和55年4月1日企業庁管理規程第20号

改正 昭和63年 3月30日企業庁管理規程第 8号 平成 3年 3月29日企業庁管理規程第 7号
平成 6年 3月30日企業庁管理規程第 3号 平成11年 9月28日企業庁管理規程第12号
平成14年 3月29日企業庁管理規程第 6号 平成15年 3月31日企業庁管理規程第 7号

(趣旨)

第1条 この規程は、県の工業用水道による給水について必要な事項を定めるものとする。

(水質基準等)

第2条 水質基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 濁度 15度以下
- (2) 水素イオン濃度 pH値6.0以上7.5以下
- (3) 水温 27度以下

2 配水管末の水圧は、0.05メガパスカル以上とする。

(給水先)

第3条 給水を受けることができる者は、1給水先につき1日当たり300立方メートル以上受水する者でなければならない。ただし、企業庁長(以下「庁長」という。)が特別の事情により給水する必要があると認めた場合は、この限りでない。

(給水の申込み及び承認)

第4条 給水を受けようとする者は、給水申込書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、庁長に提出しなければならない。

(1) 配水管に接続する部分から自由水面までの部分に至る受水のための設備(以下「受水装置」という。)の配置状況を示す図面

(2) 工業用水使用計画書(様式第2)

2 庁長は、前項の申込書の提出があつたときは、1時間当たりの受水量を決定し、給水を承認する。

(受水量の変更)

第5条 前条第2項の規定により給水の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、事業所の拡張又は縮小その他やむを得ない事情により、同項の規定により承認を受けた1時間当たりの受水量を変更しようとするときは、受水量変更申請書(様式第3)に変更後の工業用水使用計画書を添えて庁長に提出し、その承認を受けなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第5条の2 使用者は、使用者の氏名(法人にあつては名称)若しくは住所又は給水先の事業所の名称若しくは所在地に変更があつたときは、速やかに氏名等変更届(様式第3の2)を庁長に提出しなければならない。

(受水の休止の届出等)

第6条 使用者は、引き続き6月以上の期間にわたり受水を休止しようとするときは、受水休止届(様式第4)を庁長に提出しなければならない。

2 使用者は、事業所の廃止その他やむを得ない事情により、受水を廃止しようとするときは、受水廃止申請書(様式第4の2)を庁長に提出し、その承認を受けなければならない。

(工業用水の譲渡の制限)

第7条 使用者は、庁長の承認を受けなければ、受水した工業用水を他人に譲り渡してはならない。

(給水の停止及び制限)

第8条 庁長は、災害による工業用水道施設の損壊、工業用水道施設に関する工事の施行その他給水上やむを得ない事情があるときは、給水を停止し、又は制限することができる。この場合においては、庁長は、急迫の事情がある場合を除き、あらかじめ、使用者にその期間及び理由を通知しなければならない。

2 庁長は、前項の規定による場合のほか、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)第103条の規定に基づく知事の要請があつたときは、給水を停止し、又は制限することができる。

3 前2項の規定による給水の停止又は制限により使用者に損害が生じても、県は、その責任を負わない。

(料金の徴収)

第8条の2 工業用水道料金は、毎月分を翌月の25日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当する場合にあつては、これらの日の翌日）までに徴収する。

(給水量の測定)

第9条 給水量は、量水器により測定する。ただし、量水器が故障したとき、その他これにより給水量を測定することができないときは、庁長が定める基準により認定する。

(工事施行の承認の申請)

第10条 使用者は、配水管に接続する部分から量水器の附属施設に至るまでの部分（量水器を除く。）について、設置、改造、修繕、移設又は撤去の工事をしようとするときは、工事施行承認申請書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて庁長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 工事場所を示す図面
- (2) 工事計画書

(工事施行の申出等)

第11条 使用者は、配水管若しくは量水器の設置又は改造の工事の施行を申し出ようとするときは、工事施行申出書（様式第6）に工事場所を示す図面を添えて、庁長に提出しなければならない。

2 庁長は、前項の申出書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、工事を施行することができる。

3 庁長は、前項の規定により工事を施行する場合においては、その使用者が利益を受ける限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(受水装置の管理)

第12条 使用者は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を受水装置に直結してはならない。

2 庁長は、給水の適正を確保するため必要があるときは、使用者に対し、受水装置の管理について修繕その他必要な措置をすべきことを指示することができる。

(受水装置の検査)

第13条 庁長は、給水の適正を確保するために必要な限度において、その職員に、使用者の事業所に立ち入り受水装置を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書（様式第7）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(給水の停止及び制限の処分)

第14条 庁長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、その使用者に対して給水を停止し、又は制限することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき。
- (2) 工業用水道料金又は第11条第3項の規定による費用を納期限までに納付しないとき。
- (3) 第10条の規定に違反したとき。
- (4) 第12条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条第2項の規定による庁長の指示に正当な理由なく従わなかつたとき。
- (6) 第13条第1項の規定による検査を、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 詐偽その他不正の行為により、工業用水道料金の徴収を免れたとき。

(書類の経由等)

第15条 この規程の規定により庁長に提出する書類は、正本にその写し1通（第10条及び第11条第1項の書類については2通）を添えて提出しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 以下省略

引用並びに参考文献類

第1部 総説

- | | | |
|---------------------|---------------|-----------|
| 1. 愛知県営水道工業用水道30年史 | 愛知県企業庁 | 平成5年1月発行 |
| 2. 愛知県統計年鑑 | 愛知県県民生活部統計課 | 平成22年度刊 |
| 3. 地形分類図(愛知県) | 国土交通省 | |
| 4. 天気予報のしくみ | 名古屋地方気象台 | |
| 5. あいちの人口 | 愛知県県民生活部統計課 | 各年 |
| 6. 日本の長期統計系列 | 総務省統計局統計研究所 | |
| 7. 人口動態統計 | 厚生労働省 | 各年 |
| 8. 農林業センサス | 農林水産省 | 平成23年3月公表 |
| 9. 工業統計調査 | 経済産業省 | 平成元～22年調査 |
| 10. あいちの工業 | 愛知県統計協会 | 平成23年2月発行 |
| 11. あいちの商業 | 愛知県統計協会 | 平成21年2月発行 |
| 12. 第6回愛知県累年統計表 | 愛知県県民生活部統計課 | 平成20年3月刊 |
| 13. 愛知県総務部総務課市町村課HP | | |
| 14. 愛知県の水道(水道年報) | 愛知県健康福祉部生活衛生課 | 平成23年3月発行 |
| 15. 地方公営企業年鑑 | 総務省 | 平成21年度 |

第2部 水源

- | | | |
|--------------------------|----------------|------------|
| 1. 愛知県営水道工業用水道30年史 | 愛知県企業庁 | 平成5年1月発行 |
| 2. 愛知県地方計画書 | 愛知県 | 昭和33年12月発行 |
| 3. 第3次愛知県地方計画 | 第3次愛知県地方計画委員会 | 昭和45年1月発行 |
| 4. 愛知県地方計画1976⇒1985 | 愛知県地方計画委員会 | 昭和51年3月発行 |
| 5. 第5次愛知県地方計画 | 愛知県地方計画委員会 | 昭和57年3月発行 |
| 6. 第6次愛知県地方計画「愛知県21世紀計画」 | 愛知県地方計画委員会 | 平成元年3月発行 |
| 7. 新世紀へ飛躍「愛知2010計画」 | 愛知県地方計画委員会 | 平成10年3月発行 |
| 8. 新しい政策の指針 | 愛知県知事政策局企画課 | 平成18年3月発行 |
| 9. 長良導水事業工事誌 | 水資源開発公団 | 平成10年3月発行 |
| 9. 水道維持管理関係資料集 | 愛知県企業庁水道部水道事業課 | 各年 |
| 10. 工業用水道事業(営業)関係資料集 | 愛知県企業庁水道部水道事業課 | 各年 |
| 11. 湧水の手引き | 愛知県企業庁 | 平成9年3月発行 |

第3部 水道

- | | | |
|--|--------|----------|
| 1. 愛知県営水道工業用水道30年史 | 愛知県企業庁 | 平成5年1月発行 |
| 2. 愛知県水道用水供給事業変更認可申請書 | 愛知県 | 平成9年3月 |
| 3. 愛知県水道用水供給事業変更認可申請書 | 愛知県 | 平成19年3月 |
| 4. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震について(第14報)及び(第15報)
気象庁 2011年3月13日報道発表資料 | | |
| 5. 平成223年(2011年)東北地方太平洋沖地震津波の概要(第3報)
日本気象協会 2011年4月22日資料 | | |
| 6. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置
警察庁 平成23年10月27日広報資料 | | |
| 7. 平成23年(2011年)東日本大震災について 経済産業省 平成23年4月4日報道発表 | | |
| 8. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について(第17報)
厚生労働省 2011年3月16日報道発表 | | |
| 9. 月例経済報告等に関する関係閣僚会議 震災対応特別会合資料 | | |
| 10. 電力需給緊急対策本部 2011年4月8日資料「夏期の電力需給対策の骨格(案)」 | | |

第4部 工業用水道

- | | | |
|--------------------|--------|----------|
| 1. 愛知県営水道工業用水道30年史 | 愛知県企業庁 | 平成5年1月発行 |
|--------------------|--------|----------|

第5部

- | | | |
|--------------------|--------|----------|
| 1. 愛知県営水道工業用水道30年史 | 愛知県企業庁 | 平成5年1月発行 |
| 2. 愛知県行政改革推進計画 | 愛知県 | 平成7年12月 |
| 3. あいち行革大綱2005 | 愛知県 | 平成17年2月 |
| 4. 愛知県第五次行革大綱 | 愛知県 | 平成22年2月 |

第6部

- | | | |
|--------------------|--------|----------|
| 1. 愛知県営水道工業用水道30年史 | 愛知県企業庁 | 平成5年1月発行 |
|--------------------|--------|----------|

第7部

- | | | |
|--------------------|--------|----------|
| 1. 愛知県営水道工業用水道30年史 | 愛知県企業庁 | 平成5年1月発行 |
|--------------------|--------|----------|

